内閣府大臣政務官 古賀 友一郎様

国の施策等に関する提案・要望書

(令和6年7月)

鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

子どもの権利を守る新たな制度(共同親権制度、日本版DBS制度) の十分かつ丁寧な周知及び必要な財政措置等について

《提案・要望の内容》

- 〇共同親権制度や日本版 D B S 制度という子どもの権利を守る新たな制度の運用に 当たっては、施行までに一定の期間が設けられているが、国民や関係機関への影響が広範に及ぶことから、国において制度の詳細やガイドラインを速やかに策定・ 公表し、制度の十分かつ丁寧な周知・説明を実施するほか、制度運営に必要となる経費について財政措置を行うこと。
- 〇保育施設が取り組む設備面での性被害防止に対する補助を継続すること。

<本県の取組予定>

離婚後も父母双方を親権者と定めることができる共同親権制度や子どもに対する性被害防止に向けた日本版DBS制度に関する国の動きなどを踏まえ、県民や関係者の理解促進を図るため、セミナーの開催、周知用動画の作成や関係機関での体制整備の検討を行うこととしている。

- ・有識者等によるセミナーの開催
- •動画作成、配信
- ・関係機関での子どもの権利保護に向けた体制整備の検討 など ※令和6年6月定例県議会において補正予算を計上 「子どもの人権を守るための理解促進事業」3,000千円(県10/10)

<共同親権制度について必要となる支援>

ひとり親家庭の不安を解消し、円滑に制度を運用するため、国におかれては、早期に以下の取組を 実施していただきたい。

- (1)離婚時の親権決定方法、共同親権行使の運用、面会交流及び養育費の履行制度確保等に関する、 離婚原因や経済状況等の個別具体の状況に応じたわかりやすく丁寧な解説と周知
- (2) 最低養育費の確保や面会交流についての弁護士相談等の当事者に対する個別の専門的支援及びそれらに要する費用についての財政支援
 - ※ひとり親家庭関係者(鳥取県ひとり親支援サポーター)に共同親権制度について聞き取りをしたところ、情報が不足しており、当事者や関係者に不安が高まっている状況が確認された。

【鳥取県ひとり親支援サポーターへの聞き取り状況】

- ①共同親権制度の認知度 93%
- ②認知度合 新聞やテレビで報道されている範囲 71% よくわからない、まったくわからない 27%
- ③今後希望する支援 制度説明会 80%

個別相談支援 40%

弁護士等による法律面のサポート 33%

その他(事例等による具体的な説明、啓発に相談を加えた取組)

※鳥取県ひとり親支援サポーター:県独自にサポーターを養成し、県内各地域でひとり親家庭の相談や支援を行っている。(母子寡婦福祉連合会への補助事業、今年度20名任命)

<日本版DBS制度に対する保育関係者の意見>

県内保育施設に日本版DBS制度について聞き取りをしたところ、「情報不足でまだ実感できないが、 役所からの分かりやすく丁寧な説明をしてほしい。」との意見をいただいている。

<保育施設が取り組む設備面での性被害防止に対する補助>

O保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等)の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援するための補助事業

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助割合】国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4

【補助基準額】1施設あたり100千円

【補助実績】令和5年度は1施設が実施(事業費22千円、パーテーションの設置) ※県では令和6年度に繰越予算を計上しており、本省繰越の連絡を待って、県内

施設へ呼びかける予定。

子ども関連施策の充実と財源確保について

《提案・要望の内容》

- こども未来戦略に掲げる財源確保の考え方に基づき、徹底した歳出改革や賃上げなどに取り組むことで、国民の負担に配慮した財源の安定確保に努めること。また、支援金を徴収する医療保険者が支援金を算定するための準備期間を十分に確保できるよう早期に詳細な説明等を行うとともに、支援金の目的や使途、負担の在り方等について国民の理解が十分得られるよう国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。
- 子ども・子育て支援施策について、自治体間の財政力によって地域間格差が生じることのないよう、小児医療費や保育料、高校授業料、給食費の無償化などの財政負担の大きい包括的な仕組みづくりは、国の責任と財源をもって全国一律で実施すること。
- 急激な人口減少を抑制し、将来の社会機能を維持するため、子ども関連予算・教育関係予算について充分な予算総額を確保すること。
- 地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において地方財政措置も含め地方財源について確実に措置すること。
- 男女ともに子どもを生み育てたいと思える職場・地域・家庭づくりをさらに進めるため、啓発の一層の強化と併せて、国が定める取得率の目標を大きく下回っている男性の育児休業の取得を加速させること。加えて、残業の軽減を含め、働き方改革の推進等、子育てと仕事を両立できる実のある育児休業を促す方策をとること。

<課題>

1 都道府県間の財源格差の拡大と財政力の高い自治体の子育て支援施策の拡充

本県では、様々な子育で支援施策を先行実施してきたが、昨今、<u>財政力の高い自治体</u>において、保育料・高校授業料・給食費の無償化など<u>大きな財源を要する子育で支援に係る基本的な給付サービスが実施</u>され、各自治体がサービスを競い合っている状況があり、<u>財政力の</u>高い都市部への人口流出を加速しかねない状況を懸念。

(東京都の取組)

- ・0歳から2歳児の第2子以降の保育料無償化(令和5年10月~)
- ・高等学校授業料の実質無償化(所得制限の撤廃)(令和6年4月~)
- ・都内区市町村の給食費負担の半額補助 (令和6年4月~)

(大阪府の取組)

・高等学校授業料の無償化(所得制限の撤廃)(令和6年度の高校3年生から段階的に 適用し、令和8年度に全学年で完全無償化)

全国の地方税収の偏在は拡大傾向にあり、特に東京都のシェアが増加(東京都の人口1人当たりの地方税収は最小県の2倍以上、法人二税にあっては約6倍)。

また、一般財源(地方交付税含む)については、東京都の増加率が顕著に高まっている一方で、首都圏を含めた他の自治体では増加率が収縮し、東京都との格差が拡大している。

2 地方が独自に活用できる安定的な財源の充実

こども・子育て支援加速化プランで示されたこども・子育て政策については、地方財源の 確保が同プランに明記されたが、地方側が実情に応じてきめ細かに行うサービスや施設整備 などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう独自に活用できる長期的・安定的財 源が必要である。

幼児教育・保育の無償化の拡大及び保育士等の確保と保育の質の向上について

《提案・要望の内容》

- ○幼児教育・保育の完全無償化を実現し、支援を全世帯に拡大すること。
- ○保育人材の確保と定着を一層進めるため、更なる処遇改善と配置基準改善を進めること。特に「こども未来戦略」において令和7年度以降の対応とされた1歳児に係る保育士配置基準の見直し(6:1→5:1)を早期に実現すること。
- 〇医療的ケア児を含む障がい児を受け入れる保育施設に対する支援について、一層 の補助対象の拡充や補助単価及び補助率の引上げを行うこと。
- 〇病児保育施設の整備に係る「子ども・子育て支援施設整備交付金」について、昨今の資材等の物価高騰等の社会情勢を考慮し、補助基準額の引き上げを図ること。また、病児保育サービスの運営にあたって、地方自治体の負担軽減を図るため、「子ども・子育て支援交付金」の国補助率の嵩上げを図ること。
- 〇「森のようちえん」をはじめ多様な幼児教育・保育を実践する施設について、新たに認可(又は登録)制度を創設し、施設を利用する世帯についても、保育の必要性を問うことなく国の幼児教育・保育無償化の対象とすること。
- 〇幼児教育・保育の無償化の拡大の検討にあたっては、副食費についても無償化の 対象とするなど、子育て家庭の更なる経済的負担の軽減を図ること。

く参考>

1 保育士の状況

① 本県の保育士と他職種との現金給与等の比較(R5年賃金構造基本統計調査結果(厚生労働省))

	年齢	勤続年数	年間給与額
保育士	33.4歳	9.1年	3,581.4 千円
全職種平均	44.8 歳	12.2年	3,898.2 千円
差引	△11.4歳	△3.1年	△316.8 千円

[※]一般労働者の男女計を記載。

※年間給与額は、「決まって支給する現金給与額」に 12 を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を加えたもの。

②鳥取県における保育士の有効求人倍率の推移(鳥取労働局)

4										
	年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
	4月時点	1.68	2.18	2.27	3. 43	2.74	2. 13	2. 13	1.81	2.41
	10 月時点	4.09	2.64	3. 42	5. 17	3.57	3.31	2.68	3.58	=

2 本県の近年における待機児童数の推移

年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
4月1日時点	0人	0人	0人	0人	0人	0人
10月1日時点	85人	24人	28人	7人	11人	_

^{※4}月1日時点は平成18年度から待機児童なし(19年連続)

3 本県における保育士等単独加配制度

(1) 低年齡児受入施設等特別配置事業

国の保育士配置基準では、一人ひとりの発達に応じた保育が実質的にできない状況であるため、1歳児と1歳児担当保育士の割合が4.5:1以上(国6:1)となるよう保育士の加配を行う市町村に対して助成。

(2) 障がい児保育事業

障がいの程度に関わらず、各市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対して、保育 士等を配置する場合に助成。

(3) 乳児保育事業

私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成。

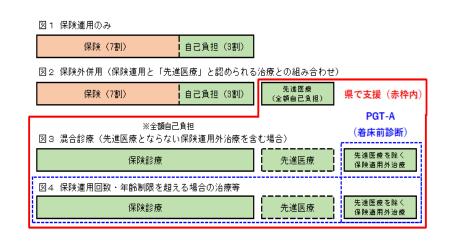
妊娠・出産の願いに寄り添う不妊治療への支援について

《提案・要望の内容》

- ○令和4年4月から不妊治療が公的医療保険となったが、治療方法の選択により患者の 自己負担額が増加する場合が生じ得ることを踏まえ、保険適用範囲の拡大など抜本的 な改善を図ること。また、公的医療保険適用前の国の助成水準を維持するために、 自治体が独自の助成を行う場合の財政支援を行うこと。
 - ・新たに人工授精や体外受精などが保険適用となる一方で、オプション的な治療とされた一部の 医療技術は保険適用が見送られた。本県で多くの患者が選択するゾナフリーなど国の助成金に より実施されていた一部の医療技術が先進医療の対象からも外れ、全額自己負担の治療となる 場合には、これまで受けられていた治療を続けることが経済的に困難となることが想定され、 子どもを持ちたいと願い治療を続けている患者にとって支援が急激に後退するものとなる。
- 〇保険外併用とされた先進医療技術について、助成制度を創設してエビデンスを蓄積し、 早期の保険適用が図られるようにすること。
- 1 先進医療の対象外となり、保険適用部分も含めて全額自己負担として実施されている医療技術
 - ・ゾナフリー(前核人為的透明帯除去法): 胚移植前に受精卵の透明膜を除去する技術 受精卵の発育不良による難治性患者に対する新たな培養法として、県内ではミオ・ファティリ ティ・クリニックで多数実施されており先進医療技術審査に申請されたが、令和4年11月17日 第141回先進医療技術審査部会において、技術としての未成熟性があり時期尚早であること、安 全性が既に確立されていることの科学的な説明の欠如等が指摘され、不適と判断された。 その後、ゾナフリー(前核人為的透明帯除去法)については、特段の議論がなされていない。
- 2 保険適用後の治療費負担の全体像と県助成制度(鳥取県版不妊治療拡大事業)の助成範囲
 - ○先進医療に認められていない保険適用外治療を行う場合 (図3)
 - ⇒ 治療費全額自己負担となるため、これまでの国助成制度と同じ基準で設定。
 - ※「前核期人為的透明帯除去法(ゾナフリー)」は、1に記載のとおり、令和4年 11 月 17 日第 141 回先進 医療技術審査部会において、先進医療として不適と判断された。
 - ※なお、ゾナフリーの申請医療機関であるミオ・ファティリティ・クリニックは、先進医療として認定されるまでの期間は、医療機関による費用負担で技術を提供する考え。
 - (県助成制度の対象ではあるが、先進医療の認定前である技術に対して患者に一時支払いを求める ことを懸念するため。)

〇保険適用外となる年齢制限、回数制限を超えて治療を行う場合(図4)

⇒ 年齢等による妊孕性、着床等の実績をもとに、これまでの国助成制度と同じ基準で設定。



①保険適用回数·年齢制限を超える治療を行う場合 (図4)

助成額 最大10万円/回→最大30万円/回 助成回数 生涯6回→1子あたり6回(※)

(※) 40歳未満の場合

②保険適用外で実施されるPGT-Aへの上乗せ補助 (図3・4)

①の助成に15万円を上乗せ助成

③自己負担上限額定額補助(図3・4)

高額療養費制度を活用した場合と自己負担額との 差額の1/2を助成